様式第４（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　温審協Ｂ第　　　　　　号

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（設備の高効率化改修支援事業）変更交付決定通知書

補助事業者

　　　年　　月　　日付け（ＧＡＪ事業番号：　　　　　）で変更交付申請のあった2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備の高効率化改修支援事業）については、2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備の高効率化改修支援事業）交付規程（平成31年4月19日　温審協Ａ第190419001号。以下「交付規程」という。）第７条第１項の規定により、　　年　　月　　日付け温審協Ｂ第　　　　号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

　　　　　　年　　月　　日

一般社団法人温室効果ガス審査協会　代表理事　　印

記

１　補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、　　年　　月　　日付け　　第 号変更交付申請書のとおりである。

２ 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

　　　変更前補助基本額　金　　　　　　　　　円　変更前補助金の額　金　　　　　　　　円

変更後補助基本額　金　　　　　　　　　円　変更後補助金の額　金　　　　　　　　円

増　　 減　　 額　金　　　　　　　　　円　増　　 減　　 額　金　　　　　　　　円

３　事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、　　年　　月　　日付け（ＧＡＪ事業番号 　）変更交付申請書記載のとおりである。

４　補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備の高効率化改修支援事業）交付要綱（平成３０年３月１９日　　　環地温発第1803194号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備の高効率化改修支援事業）実施要領（平成３０年３月１９日環地温発第18031925号）及び交付規程に従わなければならない。

５　この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。

６　補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第４条第２項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。